

◎新潟県告示第379号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び長岡地域振興局において縦覧に供する。

平成25年3月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

町中急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次結んだ線及び標柱19号と1号を結んだ線に囲まれた区域

小千谷市

大字岩沢字蟹沢

938番地先水路敷	1号
942番2	2号及び4号
944番	3号
940番	5号

大字岩沢字熊ノ堂

956番	6号
959番	7号
961番3	8号
962番14	9号
976番3	10号
981番7	11号

大字豊久新田字道之下

205番1	12号から15号
-------	----------

大字岩沢字蟹沢

946番地先水路敷	16号から19号
-----------	----------